

平成30年度第3回総会（月例）議事録

日 時	平成30年6月28日（木） 午前10時開会																		
場 所	みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室																		
出席委員 （18名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">上入来 幸一（会長）</td> <td style="width: 50%;">松下 清美（会長代理）</td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>岩元 節朗</td> </tr> <tr> <td>弟子丸 宗一</td> <td>堂免 修</td> </tr> <tr> <td>中村 秀彦</td> <td>鳩宿 隆雄</td> </tr> <tr> <td>堀之内 薫</td> <td>村山 利清</td> </tr> <tr> <td>仮屋 幸孝</td> <td>園山 一則</td> </tr> <tr> <td>豊留 辰男</td> <td>永尾 寛</td> </tr> <tr> <td>福永 大悟</td> <td>外園 義興</td> </tr> <tr> <td>横峯 明人</td> <td>脇田 サトエ</td> </tr> </table>	上入来 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）	有村 伊智博	岩元 節朗	弟子丸 宗一	堂免 修	中村 秀彦	鳩宿 隆雄	堀之内 薫	村山 利清	仮屋 幸孝	園山 一則	豊留 辰男	永尾 寛	福永 大悟	外園 義興	横峯 明人	脇田 サトエ
上入来 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																		
有村 伊智博	岩元 節朗																		
弟子丸 宗一	堂免 修																		
中村 秀彦	鳩宿 隆雄																		
堀之内 薫	村山 利清																		
仮屋 幸孝	園山 一則																		
豊留 辰男	永尾 寛																		
福永 大悟	外園 義興																		
横峯 明人	脇田 サトエ																		
欠席委員 （1名）	上四元 正昭																		
事務局	<p>事務局長 馬場</p> <p>主 幹 榊</p> <p>支局主任 大小田、小山田、下野、吉永、中村、溝川、今吉、濱畑、引地</p> <p>専門員 栗須、徳永、矢崎、山本、有田</p> <p>主 査 内村、大久保、二俣、原口、水盛</p> <p>主 任 鮫島</p>																		
農政総務課	主 査 浜田																		
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 																		
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 6 農用地等の利用権の移転同意に関する報告の集計について 																		

議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、平成30年度第3回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。 なお、欠席届が、上四元委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、岩元委員、鳩宿委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。 議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	--

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～ 3 ページ 7 件	
議 長	それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、9 番委員お願いします。
9 番 委 員	ご報告します。 番号 1 号、譲受理由：規模拡大、譲渡理由：労力不足、権利の種別の内容：使用貸借権、設定、期間 5 年。 番号 2 号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、喜入、10 番委員お願いします。
10 番 委 員	ご報告します。 番号 3 号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 番号 4 号、相手要望、労力不足、所有権移転、売買。 番号 5 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、松元、15 番委員お願いします。
15 番 委 員	ご報告します。 番号 6 号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 番号 7 号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料 1 にありますように、今回の第 3 条案件の全ては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。 〔「16 番委員」挙手あり〕 はい、16 番委員どうぞ。
16 番 委 員	別冊資料の調査書の 1 ページ第 2 項第 7 号のところですが、申請地で借人は野菜作付中であることとなっておりますが、これはどういう意味ですか。

谷山支局	貸人と借人は親子関係でございまして、母親の所を家族の一員として、手伝いをしながら、現在耕作をしているところでございます。
16番委員	わかりました。
議長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1。「農地法第3条許可申請に関する件」7件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題2. 農地法第4条許可申請に関する件 4ページ～5ページ 3件	
議長	次に、議題2。「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、9番委員お願いします。
9番委員	ご報告します。 番号1号、転用目的・施設等：通路、通路81.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・北…他人畑、西…市道、南…宅地、他人畑、境界…土留、雨水…自然流下。 番号2号、通路、通路19.00㎡、東・北…他人畑、西…市道、南…宅地、他人畑、境界…土留、雨水…自然流下。 以上の2件については、関連がございまして、合わせて補足して説明いたします。 番号1の申請地は、相続に伴い分筆された6区画の中央部に位置し、各区画へ通行出来るよう全相続人で共有している部分です。今回、申請人は全相続人の委任を受け、通路として整備するため申請がなされたものです。 また、番号2は、申請人が売却した残地部分で、番号1と接していることから、通路として一体利用するものでございます。 以上です。
議長	次に、喜入、10番委員お願いします。
10番委員	ご報告します。 番号3号、共同住宅、共同住宅1棟224.42㎡、駐輪場5.00㎡、駐車場等753.58㎡、東…宅地、市道、西…市道、南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。 以上です。

議	長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」3件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題3. 農地法第5条許可申請に関する件</p> <p>6ページ～14ページ 16件</p>		
議	長	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、9番委員お願いします。</p>
9	番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：建売住宅、住家1棟64.43㎡、庭敷地等300.57㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…他人田、西…山林、他人畑、南…他人畑、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号2号、所有権移転、売買、車両置場、車両置場1,681.00㎡、東…雑種地、市道、西…宅地、南…水路、北…宅地、雑種地、境界…コンクリート擁壁、雨水…水路放流。</p> <p>番号3号、所有権移転、売買、車両置場、車両置場720.00㎡、東…里道、西…宅地、他人畑、南…宅地、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号4号、所有権移転、贈与、庭敷地、庭敷地27.00㎡、東…水路、西…宅地、南…他人田、北…宅地、渡人田、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>次に、伊敷、4番委員お願いします。</p>
4	番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟132.49㎡、庭敷地345.96㎡、法面等382.55㎡、東…他人畑、雑種地、西…里道、南…市道、北…宅地、境界…土留、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>次に、吉野、17番委員お願いします。</p>

1 7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場84.00㎡、東・南…市道、西・北…山林、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号7号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟132.00㎡、通路115.00㎡、庭敷地等247.00㎡、東…市道、西…山林、南…他人畑、里道、北…宅地、貸人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号8号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟115.51㎡、庭敷地等342.76㎡、東…宅地、西…河川、南…渡人畑、山林、北…他人畑、境界…コンクリート擁壁、雨水…河川放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、14番委員お願いします。
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟152.62㎡、庭敷地等344.38㎡、東…宅地、私道、西…宅地、他人畑、南…他人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地の雨水については、宅地と一体利用の東側の私道を通して、市道側溝へ流れます。</p> <p>番号10号、所有権移転、売買、資材置場、貸資材置場746.00㎡、貸車両置場279.00㎡、東・北…宅地、西…公衆用道路、南…他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地については、申請人の勤務する会社へ貸出し、資材・車両置場として利用するものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、所有権移転、売買、建売住宅、住家6棟692.44㎡、通路349.5㎡、庭敷地等1,195.18㎡、東・西・北…宅地、南…宅地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして補足説明をいたします。</p> <p>当該申請地は、周囲がすべて宅地と他人畑となっているため、西側に隣接する宅地の一部を通路として、市道に接続します。従いまして住家からの雨水及び合併浄化槽の排水はその通路を通じて市道側溝へ流します。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、15番委員お願いします。

1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、賃借権、設定、店舗等、貸店舗1棟201.34㎡、物置8.35㎡、駐車場等1,246.31㎡、東・西…宅地、南…県道、北…水路、境界…コンクリート擁壁、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号13号、賃借権、設定、発電施設、太陽光発電15,414.00㎡、東・西・北…山林、南…山林、里道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号14号、賃借権、設定、発電施設、太陽光発電8,148.00㎡、東…山林、里道、西…市道、雑種地、南…市道、北…山林、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号13、14号につきまして、事務局より補足説明いたします。</p>
松 元 支 局	<p>それでは、番号13と14について、補足して説明いたします。(図面掲示)</p> <p>申請地は、松元支所から北に約3kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>2件とも借人は、広島市に本店を置く太陽光発電施設の設置、販売及び売電事業を行う法人です。</p> <p>番号13の施設は、太陽光パネル6,132枚、発電出力1,000kWで、約200世帯分の年間消費電力量を賄うことになります。</p> <p>また、番号14の施設は、太陽光パネル3,120枚、発電出力566.1kWで、約110世帯分の年間消費電力量を賄うことになります。</p> <p>借人は、平成30年1月11日に経済産業省へ事業計画認定申請を行い、同年3月12日にそれぞれ事業計画認定を受けております。</p> <p>申請地は、番号13は、こちらの赤色で囲ってある3筆の15,414㎡、番号14は、こちらの赤色で囲ってある2筆の8,148㎡です。</p> <p>それぞれの申請地との直線距離は約400メートルで、議案書の周囲の状況にもあります通り、2か所とも山林にほぼ囲まれております。</p> <p>雨水排水については、自然流下とありますが、浸透枿という地下浸透型の排水工法であり、現在土地利用調整課へ協議中です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、18番委員お願いします。

1 8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、所有権移転、売買、駐車場、貸駐車場287.10㎡、通路等494.90㎡、東…里道、西・南…他人田、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝。</p> <p>本件ついて補足説明をさせていただきます。</p> <p>受人は申請地の隣接地にある医院の理事長です。医院は昨年、診療科目を増やし、医師も増員したことから、来院数が増加し、現在の駐車場では手狭となったため、自身が理事を務める医院に貸しつける目的で申請したものです。</p> <p>なお、申請地のうち1筆については、平成28年4月に3条許可を受けていましたが、許可の取消願いが出され今回の申請に至っております。</p> <p>番号16号、所有権移転、売買、住宅展示場、住家1棟52.99㎡、駐車場等212.58㎡、東・西・南…宅地、北…国道、境界…ブロック積、雨水…国道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
1 6 番 委 員	<p>一般的なことですが、大規模な発電施設を作るというのがありますが、いろいろな問題も起きているようです。こういう大規模なものについての規制というものは、どういふのがあのか、この雨水の自然流下などというものは、こんなものでいいのかどうか、その辺の規制等はないものですか。</p>
事 務 局	<p>都市計画の区域区分によりまして、松元の未線引きの3,000㎡を超える所につきましては、土地利用調整課の方に開発許可の手続きということで、今現在、備考にも書いてありますように、29条の開発行為の許可を協議中ということで出ております。当然そこで土地の切り盛りとか生じれば、開発の許可等も必要になってくると思われますし、雨水排水等についても、必要であれば土地利用調整課の方から指示、指導があるかと考えております。</p> <p>以上です。</p>
1 6 番 委 員	<p>わかりました。</p> <p>それから、14ページの番号16ですが、住宅展示場などというのは、許可基準に合わせて、許可になるものですか。</p>

1 8 番 委 員	ここは区画整理区域内でございまして、宅地の利用の増進が図られるべき地域となります。
1 6 番 委 員	わかりました。
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」16件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、転用面積が3,000㎡以上である番号13、14号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>

議題4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件
15ページ～18ページ 4件

議 長	<p>次に、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>18ページ、番号4号につきましては、6番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、6番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p style="text-align: center;">(6番委員離席後)</p> <p>それでは、番号4号につきまして、委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」番号4号につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、6番委員におかれましては、ご着席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(6番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>吉田、喜入、松元地区に合意解約の通知が出ております。 委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」3件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
-----	--

議題5. 非農地認定に関する件 19ページ～23ページ 20件	
議 長	次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、谷山、9番委員お願いします。
9 番 委 員	ご報告します。 番号1号、調査結果：住家3棟、30年経過、現況宅地。 番号2号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 番号3号、調査結果：1491：雌竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。1492：孟宗竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、伊敷、4番委員お願いします。
4 番 委 員	ご報告します。 番号4号、調査結果：杉、約50年経過、現況山林。 番号5号、調査結果：唐竹・コサン竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号6号、調査結果：倉庫2棟、34年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、吉野、17番委員お願いします。
1 7 番 委 員	ご報告します。 番号7号、調査結果：3306：唐竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。3308：孟宗竹自然繁茂、約50年経過、現況山林。 番号8号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 番号9号、調査結果：孟宗竹・雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 番号10号、調査結果：孟宗竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号11号、調査結果：孟宗竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号12号、調査結果：杉、孟宗竹然繁茂、約40年経過、現況山林。 番号13号、調査結果：唐竹・雑木竹自然繁茂、約20年経過、現況山林。 番号14号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 番号15号、調査結果：住家1棟、25年経過、現況宅地。 番号16号、調査結果：唐竹・雑木竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号17号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号18号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号19号、調査結果：2749：杉、雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。2784：杉、雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号20号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する件」20件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題6. 農用地利用集積計画に関する件</p> <p>24ページ～35ページ 23件</p>	
議長	<p>次に、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議題6.「農用地利用集積計画に関する件」について、ご説明申し上げます。 24ページをお開きください。</p> <p>「議案第6号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成30年6月30日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権10件15,878.00㎡、うち新規9件15,014.00㎡、賃借権13件20,184.00㎡、うち新規8件14,440.00㎡、合計23件36,062.00㎡、うち新規17件29,454.00㎡となっております。</p> <p>次に25ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間3年が4件、5年から10年未満が3件、3年から5年未満が2件、5年が1件となっております。</p> <p>次に26ページをお願いします。</p> <p>これは、23ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間5年が5件、3年が4件、10年が3件、5年から10年未満が1件となっております。</p> <p>次に27ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権16筆、賃借権19筆、計35筆。面積は、田15,839.00㎡、畑17,173.00㎡、樹園地3,050.00㎡、計36,062.00㎡うち更新分は、6,608.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は23人。うち更新分は6人となっております。</p> <p>次に28ページから35ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10aの賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 36ページ～37ページ 2件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 それでは、喜入、10番委員お願いします。
10番委員	報告します。36ページです。 照会日：平成30年5月15日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年5月28日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、37ページです。 照会日：平成30年5月17日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年5月28日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
2. 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 38ページ～39ページ 2件	
議 長	続きまして、報告事項2「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 まず、吉野、事務局お願いします。
吉野支局	この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。 今回の届出の面積は1, 876㎡ですが、今後、購入予定の隣接する土地1, 378㎡を含めると2, 000㎡以上になるため、国土利用計画法による届出が必要になり、5月24日に提出されました。 申請地が農地であったことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。 表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は(畑)1, 876㎡、転用目的は宅地分譲です。 次に「2 農地の区分」ですが、申請地は、市街化区域内にある農地です。 次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域と、農用地区域には、該当しません。 「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地は市街化区域内にある農地ですので、転用の際は、農地法第5条転用届出が必要です。」と回答しているところです。 以上のとおり、土地利用調整課へ6月4日に回答したところでございます。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、松元、事務局お願いします。

松元支局	<p>この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>議案書の39ページをお開きください。</p> <p>この調書は、区域区分の定められていない都市計画区域内において、5,000㎡以上の土地の売買契約がなされたため、5月15日付けで本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法に基づく届出書の提出があり、届出地に農地が含まれていることから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものでございます。</p> <p>調書の上段1の「申請等に係る事項等」の欄について、譲受人、譲渡人の住所氏名、農地の所在は記載のとおりであり、届出の総面積は、10,023.55㎡ですが、うち農地の地目別面積は、畑2,956.23㎡となっています。</p> <p>次の「2 農地の区分等」については、届出地は、区域区分の定められていない都市計画区域内の用途地域の指定のない地域内の農地であり、「第2種農地のその他の農地」に該当するものでございます。</p> <p>次の「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域、整備計画との関係」については、農業振興地域内、農用地区域外でございます。</p> <p>「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地には農地が含まれていますので、転用又は一時転用の際は農地法第5条第1項に基づく許可が必要です。なお、利用目的には「現況有姿」とあったため、土地利用調整課に確認したところ、現在のところ事業計画が未定との事でありました。よって許可申請においては転用の目的、実施時期、事業計画が明らかであることが必要となる」旨、回答しました。</p> <p>以上、本調書のとおり、5月31日付けで土地利用調整課へ回答したところでございます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 40ページ～41ページ 9件	
議長	<p>次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>40ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は9件です。</p> <p>登記地目別では、田8筆、5,998.00㎡、畑21筆、12,950.00㎡、他4筆、3,129.06㎡となっております。取得した事由別数は、相続が8件、時効取得が1件、その他が1件。権利の種別は、所有権が10件。農業委員会によるあっせん等は、有が2件、無が7件となっております。</p> <p>41ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 42ページ～48ページ 22件	
事 務 局	<p>42ページをお開きください。</p> <p>報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理したものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係は多い順に一般住宅2件、共同住宅、資材置場が各1件、合計4件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が11件、駐車場が4件、共同住宅、店舗等、その他が各1件、合計18件となっております。</p> <p>43ページから44ページは、4条関係4件、45ページから48ページは、5条関係18件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
5. 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 49ページ～50ページ 1件	
事 務 局	<p>49ページ「報告事項5」をお願いします。</p> <p>平成30年5月29日認可の農用地利用配分計画に関する報告の集計です。</p> <p>これらは、県地域振興公社が作成した農用地利用配分計画について、県知事が認可したことにより、平成30年6月1日から貸付の始期が始まるものです。</p> <p>使用貸借権1件2筆1,143.00㎡となっております。始期は平成30年6月1日からになります。</p> <p>今回の分は、4月の総会で審議していただいた農用地利用集積計画で、農地を中間管理機構である県地域振興公社に貸し付けたものを、同公社が担い手へ貸し出したものになります。</p> <p>50ページは先ほど説明しました農用地利用配分計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
6. 農用地等の利用権の移転同意に関する報告の集計について 51ページ～52ページ 1件	
事 務 局	<p>51ページ「報告事項6」をお願いします。</p> <p>農用地等の利用権の移転同意に関する報告の集計です。</p> <p>これは、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画において、旧耕作者及び旧耕作者が代表者である新耕作者より、対象農地の利用権移転の申し出があり、県地域振興公社がこれに同意する旨の通知がありましたので報告するものです。</p> <p>賃借権1件7筆11,072.00㎡となっております。</p> <p>52ページは先ほど説明しました農用地等の利用権の移転同意の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時40分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事 務 局	<p>上入來幸一会長が一般社団鹿兒島県農業会議の会長に就任されましたのでご報告します。</p> <p>去る6月7日開催の県農業会議第94回総会後の臨時理事会において会長に選任されました。任期は同日より2年間です。</p> <p>それでは、会長より一言いただきたいと思います。よろしくお願いします。</p> <p>(会長挨拶)</p> <p>・平成30年度第4回総会(月例)開催日時は、 7月27日(金)午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会 (午前10時45分)</p>